

鏡山保育所における保護者説明会の概要

- 1 日 時 令和3年3月26日（金）午後5時30分から午後6時10分頃まで
令和3年3月29日（月）午後5時30分から午後6時40分頃まで
- 2 場 所 鏡山保育所 ホール
- 3 出席者 保護者 7名（2日間合計）
- 4 配付資料 令和2年度第2回京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会資料一式（事前配布）

5 質問内容

項目	保護者	市
保育内容等について		
	鏡山保育所で行っている健診等については、継続してもらえるのか。	移管後の運営に係る基本事項の「保健・衛生」において、児童に対しては、現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承することとしている。
	現在の鏡山保育所の先生には、子どもの成長をお帳面に書いていただいている。継続してもらいたい。	鏡山保育所で取り組んでいる内容を伝える。
	京都市が実施する引継ぎ状況の確認において、事前連絡なく抜打ちで実施することはあるのか。	民間移管後の1年間は本市の職員が引継ぎ・共同保育で残るため、引継ぎ状況について把握する。移管後2年目以降については、幼保総合支援室の保育士が確認のために訪問しているところであるが、抜打ちといった形での実施は行っていない。
	民間ではお盆は預かってもらえないこともあると聞くが、変わるのか。	基本的には市と同様の対応をお願いしている。市営では年度初めの準備については4月1日・2日と伝えるが、法人によっては保護者に伝えたくて3月30日・31日とされていることもある。
建替え又は大規模改修時の仮設園舎について		
	工事中は、別の場所で預かってもらうことになると思う。徒歩又は自転車圏内であればよいが、どこで預かってもらえるのかは決まっているのか。	仮設園舎については、事業者からの提案内容に含めていただくことになる。仮設園舎の場所は一定絞る必要があると考えている。
三者協議会について		
	三者協議会を継続中の園が多いが、継続して同じ議題を協議されているのか、新しいことを話し合っているのか。	保育の状況の報告や、市の保育士が実施した保育見学の結果の報告、保護者からの質問事項への回答等を定期的に行っているものであり、何か課題があって、1年を通じて話し合っているといったものではない。
	当分の間が終了したり、保護者の同意により三者協議会が終了した場合は、京都市の手を離れるということか。	他の民間園と同様の、運営指導や監査という形での関わりとなる。

項目	保護者	市
第三者評価について		
	<p>移管後に第三者評価を受け、移管前より評価が下がった部分については改善策を市に報告するとあるが、これまで移管した園は、実際に第三者評価を受けてどうだったのか。</p>	<p>評価項目が変わっているため、純粋に比較することはできない部分もあるが、これまで第三者評価を受審された園については、評価が「B」となった項目について、三者協議会において保護者に改善策を示していただいている。なお、市営であっても全ての項目が「A」となっているわけではない。</p>
	<p>保護者としては、民間移管により保育の質が低下することが心配である。改善策を市に報告するだけでは不十分ではないか。</p>	<p>第三者評価の結果は三者協議会でも報告していただいている。</p>
民間移管について		
	<p>書面では確認できない民間移管の保護者に対するデメリットについて教えていただきたい。</p>	<p>先生が変わることで、市営保育所の先生との対応の違いを保護者が感じられることがある。そういった点は民間移管後にすぐに改善することが難しいが、法人に対して伝えている。</p>
	<p>民間移管自体は、どのような経緯で決まったのか。いきなり決まった印象であるが、移管自体は決定事項ということか。</p>	<p>事業者からの提案を受け、内部で検討し、移管に取り組むこととしたもの。移管の方針自体は決定事項である。最終的には市議会での条例の可決をもって移管の決定となる。</p>
	<p>民間移管は公募をするという前提だったと思うが、提案のあった事業者以外からも応募はありうるのか。</p>	<p>どの法人が応募されるかはわからないが、昨年11月に民間移管の方針を発表し、資格のある事業者に周知を行っている。</p>
	<p>今回の提案がなければ、鏡山保育所は民間移管の対象とはなっていなかったか。</p>	<p>この時期ではなかったとはいえるが、これまでから、市営保育所は民間移管に取り組んでいくとの方針であり、その中で、鏡山保育所が対象となっていた可能性はある。</p>
	<p>山科区の市営保育所をなくすということについて、山科区役所とも調整した結果なのか。</p>	<p>民間でできることは民間でやっていたという方針のもと、本市の保育行政は公民一体として保育を提供しており、鏡山保育所の民間移管については、整備が必要なエリアであることと、鏡山保育所が抱えている老朽化の問題を重視し、市として判断した。</p> <p>他区でも市営保育所が1箇所しかないところを民間移管した事例や、もともと市営保育所がない区もあり、各行政区に1つ市営保育所がなければならないものではない。</p>
	<p>平成26年度以降、いくつかの保育所を既に民間移管されている中で、大きなトラブルや、民間移管をした結果うまくいかなかったという事象はあるか。</p>	<p>移管後、引継ぎ・共同保育で残る市職員が年度途中に引き上げることに對して、保護者との調整に時間を要することはある。</p> <p>一部の園で、保護者と法人の関係構築に時間を要している園があるが、保育については安心されている。</p>

項目	保護者	市
	民間移管して市にとってのメリットはあるか。	市にとっては、財政的なメリットが大きい。また、保護者の方のメリットであるが、例えば建物の修繕について速やかに対応されたり、オムツを園で処分していただいている園もあり、市営より柔軟な対応をされている。
	民間移管をした場合、今の鏡山保育所の先生たちはどうなるのか。	引継ぎ・共同保育のために残る保育士以外は、人事異動により別の部署に異動となる。